

広報

まいばら



—15日号の発行回数が年6回に—

広報まいばらの情報を整理し、毎月1日号の内容を充実させることに伴い、15日号の発行頻度を見直しました。

**平成27年度の
広報まいばら15日号発行月**
4月（発行済）・5月（発行済）
7月・10月・11月・平成28年2月
 ※1日号は毎月発行します。
 ※毎号表紙に「次回の広報まいばら発行号」を掲載します。

また、平成27年度は米原タウン情報誌「まいスキッ！」との連携を強化し、地域や市政の情報をより多くの市民のみなさんにお伝えします。

問 市 広報秘書課（米原庁舎）
 ☎ 52-6627 FAX 52-5195

消費生活相談コーナー

クリーニングに出す時、受け取る時の注意点の巻

衣替えの季節には、クリーニングを利用する機会が増えます。シミがついた、穴があいたなどクリーニングによるトラブルも発生しています。クリーニングに出す時、受け取る時は次の点に注意しましょう。

●出す時

- ・シミや汚れはありませんか。
- ・破れている所や糸がほつれている所はありませんか。
- ※汚れやほつれがあれば、出す時にお店に伝えましょう。



●受け取る時

- ・預けた衣服か、衣服に異常はないかなどをすぐにチェックしましょう。



—5月は消費者月間です—
統一テーマ

**「みんなでつくろう！
消費者が主役の社会」**

困ったときは
 市 消費生活相談窓口（米原庁舎）
 相談専用 ☎52-8088

（受付）平日 9時30分～16時



「おかしいな」と思ったら一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

自転車を安全に 利用しましょう

～自転車安全利用5則を知っていますか～

自転車は自動車やバイクと同じ車両の仲間です。交差点は必ず一時停止し、しっかり左右の安全確認を行いましょう。



自転車安全利用5則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

交通遺児激励金を ご利用ください

市では、交通事故で親を亡くした小学生または中学生（交通遺児）を養育している人に、交通遺児激励金を支給しています。

▼支給対象者

平成27年3月31日現在、市内在住で、交通事故により親を亡くした小学生または中学生を養育している人

▼支給金額

- ・交通遺児が進級するとき 1人 5,000円
- ・交通遺児が小学校または中学校に入学する場合 1人10,000円
- ・交通遺児が中学校を卒業した場合 1人15,000円

▼申請方法

印鑑・通帳を持参の上、こども家庭課、市民窓口課、各庁舎自治振興課および各行政サービスセンターで申請してください。

問 市 こども家庭課（山東庁舎）
 ☎ 55-8112 FAX 55-4040



車と狙い多発！
車内に貴重品を
置かないように
しましょう！

*米原市内の犯罪発生状況（平成27年4月30日現在） ※カッコ内は前年比

総数 84件（+17件）、侵入盗 11件（+8件）、乗物盗 15件（+5件）
非侵入盗 31件（+3件）、その他の刑法犯 27件（+1件）

*米原市内の交通事故

件数 43件（-2件）、死者 3人（±0人）、傷者 51人（-4人）